

令和5年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会審議結果

令和5年3月27日
相楽郡広域事務組合

令和5年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会が、3月27日(月)に大谷処理場会議室において会期1日間で開催されました。

今臨時会では、議会の個人情報の保護に関する条例の制定など6件の議案が上程されましたが、いずれも慎重な審議の末、原案のとおり可決されました。



○提出議案

議案番号	件名	提案理由・概要	議決結果
発議 第1号	相楽郡広域事務組合 議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和3年法律第37号)の公布により、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)が改正され、個人情報保護制度が地方公共団体にも適用されることとなりました。 ただし、議会については、改正後の個人情報保護法の適用対象外とされたことから、同法の施行日(令和5年4月1日)以降の議会の個人情報の取扱いを規定するため、本条例を制定するものです。	可決 (全会一致)

議案 第10号	相楽郡広域事務組合 行政手続条例の制定 について	「行政手続法」(平成5年法律第88号)第38条の規定の趣旨により、本組合の許認可、処分、行政指導、届出に関する手続きについて、行政運営における公正の確保と透明性を図るため、本条例を制定するものです。	可決 (全会一致)
議案 第11号	相楽郡広域事務組合 個人情報の保護に関 する法律施行条例の 制定について	「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和3年法律第37号)の公布により「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)の一部が改正されたことに伴い、本条例を制定するものです。	可決 (全会一致)
議案 第12号	相楽郡広域事務組合 情報公開条例の全部 を改正する条例につ いて	「相楽郡広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例」(平成18年3月制定)の全部改正に伴い、所要の改正を行うものです。	可決 (全会一致)
議案 第13号	相楽郡広域事務組合 情報公開・個人情報保 護審査会条例の全部 を改正する条例につ いて	「相楽郡広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例」の制定により、「相楽郡広域事務組合個人情報保護条例」(平成18年3月制定)が廃止されることに伴い、所要の改正を行うものです。	可決 (全会一致)
議案 第14号	相楽郡広域事務組合 職員定数条例の全部 を改正する条例につ いて	「個人情報の保護に関する法律」が改正されたことに伴い、現在の本組合における個人情報に関する条例等の改正整備に際し、議会、監査委員及び公平委員会の事務を担当する職員の定めが不明確であるため、所要の改正を行うものです。	可決 (全会一致)